

1 議 事 日 程 (第5日)

(平成20年第2回有田川町議会定例会)

平成20年6月26日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 議案第68号 平成20年度 集落林道三瀬川清水線(第2工区)開設工事の
請負契約について

日程第2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第3 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第4 特別委員会の閉会中の継続調査の件

日程第5 議員派遣の件

2 出席議員は次のとおりである(26名)

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	橋爪弘典
5番	東武史	6番	細東正明
7番	田中良知	8番	岡省吾
9番	前 利夫	10番	湊正剛
11番	佐々木裕哲	12番	森本明
13番	横畑龍彦	14番	殿井堯
15番	浦博善	16番	林道種
17番	坂上東洋士	18番	楠部重計
19番	新家弘	20番	西弘義
21番	中 正門	22番	中山進
23番	竹本和泰	24番	大岡憲治
25番	亀井次男	26番	森谷信哉

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 遅刻議員は次のとおりである(なし)

5 会議録署名議員

2番 増谷憲 26番 森谷信哉

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	会計課長	浜田文男
総務課長	須佐見政人	企画財政課長	山崎正行
総合業務課長	高垣忠由	消防長	前田英幸
福祉課長	星田仁志	環境衛生課長	河島一昭
住民課長	福原茂記	税務課長	赤井康彦
情報管理課長	水口克將	建設課長	中西一雄
産業課長	中島詳裕	地籍調査課長	大方肇
下水道課長	東敏雄	教育委員長	鈴間稔
教育長	楠木茂	学校教育課長	岩本良憲
社会教育課長	西尾幸治		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	本下浩久	書記	池 黒 ひろ子
------	------	----	---------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（橋爪弘典）

おはようございます。

ただいまの出席議員は、26名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりで、第4日に引き続き議案第68号の審議から行います。

また、本日の説明員は、町長ほか20名であります。

…………… 日程第1 議案第68号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第1、議案第68号、平成20年度集落林道三瀬川清水線第2工区開設工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、浦博善君。

○15番（浦 博善）

15番、浦です。議案第68号について、質疑いたします。

事前の説明会の中で、今回の指名業者の選定について、基準となった項目は、削井工^{さくい}がその会社に在籍しているかどうか、ということが大きな問題になるという説明を聞きました。そして、それは、工事のほとんどが削井工^{さくい}の占める割合が大きいという説明を受けました。

しかし、私の感じるところ、この工事、平面図だけしかないもので、詳しくわからないんですけども、ボーリングの削井延長^{さくい}で、削井工^{さくい}が1カ所10メートル程度と考えると約2,000メートル、そして横ボーリング300メートル、その具合から考えますと、前にも説明を受けました掘削工^{さくい}のみの工事費というのは5,000万程度、まあ、そんなもんかなと思うんですけども、それであれば、大部分が削井工^{さくい}が主体であることは言えないんじゃないかなと思います。また、当然、工事全体を見回してみましても、削井工^{さくい}というのは、斜面に穴を掘る作業だけでありまして、その穴を掘りましたら、削井工^{さくい}は次の地点に機械を移動させて次の掘削を始めます。そして、その削井工^{さくい}の人たちが掘削してくれた穴にアンカー鉄筋を入れ、薬液を注入し、固定させ、地圧盤を設置し、最終、法枠に、これはちょっとわからないんですけども、鉄筋を組むのなら鉄筋工が入り、モルタル組むのならモルタル工が入り、そういういろんな業種、いろんな技能資格を持った人がこの工事に携わるはずですので、削井工^{さくい}を基準に考えたという発想が、いまひとつ私には理解できません。本来であれば、これだけの危険を伴う法面工事であり、安全面、また供用開始されている道路にあたると思いますので、やっぱり工程管理などの施工管理士をきちんと備え

た一般土木の業者、また特定を持った業者、地元業者で発注するべき案件ではなかったのかなと疑問を抱きますので、その点について、まず答弁を求めます。

○議長（橋爪弘典）

建設課長、中西一雄君。

○建設課長（中西一雄）

浦議員さんのご質疑にお答えしたいと思います。

この工事につきましては、ご指摘のとおりボーリング工、アンカー工とが主な工種でございますが、ご指摘のとおりアンカー工、それから当然それに引き続いて、掘ったあとへアンカーを入れて、グラフト注入を行ってしめつける、引っ張るとというのが工種の中身だと思いますが、今回、我々が検討したことにつきましては、まず削井工^{さくい}の業種を持っている方ということで、しかも実績のある方ということで選定をしたわけでございます。今、ほかの工種の方が大きいのではなかとというご質疑ですが、我々としては、そのときに一体と考えました。それで、業種としては削井工^{さくい}を持っておられる方で、その実績のある方ということで選定をしたのがこの6社でございます。

○議長（橋爪弘典）

15番、浦博善君。

○15番（浦 博善）

15番、浦です。

課長の説明は、当初の事前説明会と同じ内容で、それはまあ、確かに私も一応、建設業界に身を置く者として、自分の知識でものを言わせてもらったわけですけども。いろんな考え方、取り扱いの仕方というのはそれぞれありまして、それについては、まあ仕方ないことかなと思うんですけども。

ただ、ひとつ、今回のこの一連の、同僚議員さんの質疑等も踏まえまして気になったことは、資格審査委員会の中に、本当にこういう工事のこと、技術のこと、また業者のことをきちんと把握できる方が何人おられたのかなという疑問があります。私、仕事の関係上、清水行政局の方についてはあまり知らないんですけども、やっぱり吉備地区・金屋地区の職員さん等は、ある程度理解しておりますので、その中で考えても、やっぱり技術的な専門知識を持たれている方というのは、本当にそんなに数いてないように感じますので。まあ、こういうものは難しい工法についての取り扱いなどということも、これからもいろんな業者もからんできますし、起こってくると思いますので、もう少しまあ。

私も以前から町長にも言わせてもらっていますように、やはり、こういうふうに合併して大きな範囲で、業者さんも増えてきた状況の中で、きちんとした工事、また発注形態などを検討する上では、やはりきちんとした技術者の育成ということをもっと重点的に力を入れて、やっていくべきじゃないかなと思います。また、町長さんもこの間の答弁の中で、指名のあり方云々を見直さんなんということも言うてくれましたけども、私の考えといたしましては、やはり今の町の状況から考えて、まずは責任ある施工ということを求める

上では、指名入札制度というのは、どうしてもまだ必要じゃないかなと思います。または地元業者の育成等を考えても、一般競争というかたちをとってしまうと、いろんな弊害も出てきますし。まず第一に、一番心配するのは、やっぱり、うちの町の職員さんできちんとそういうふうな対応をできるのかどうかという、今現在ではそういう心配もありますので、そのへんも踏まえて、指名審査委員会の方々も、職員さんだけじゃなしに、必要に応じては外部からも専門知識を持った人の導入を考えるなり、またこれからいろんな業者さんの参入も考えられますので、いち早く技術力の向上を考えていくときじゃないかと思いますので、そのへん町長、答弁よろしくをお願いします。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

浦議員さんの質疑にお答えをしたいと思います。

全く、議員さんご指摘のとおり、これからいろんな工事が出てくる中で、資格審査委員会の使命というのは非常に重要になってこようと思います。専門的な人ばかりかと言われるれば、わかりませんが、なるべく今後専門的な立場から検討できるような委員会をつくりあげていきたいなと思います。

○議長（橋爪弘典）

7番、田中良知君。

○7番（田中良知）

今回の集落林道三瀬川線、この入札について、皆さん方からいろんな論議をされておりますけれども、私なりに考えてみますと、指名業者の指名の、たいへんこう難しき、また不合理さ等も今回指摘されたと思います。また、入札参加の93%についても、たいへんこう町民も疑念を持たざるを得ないというふうな金額になっておるわけですが。

この際に、私から提案をさせていただきますけども、世間で通常の一般競争入札を導入されたらいかがかと思います。

その点、町長のお考えをお聞かせいただきたい。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

一番公平な方法としては、一般競争入札が公平であるということでありまして、やっぱり地元の業者も地元の大事な企業であるという考えもありまして、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

7番、田中良知君。

○7番（田中良知）

町長、その地元業者の育成ということもたいへんわかるんですけども。今、農林水産業、小売業、どれを取ってもたいへん厳しい営業、営業と言うんですか生活でも構わん、とにかくこう、皆してるわけです。そういった中で、やっぱり地元業者の育成というだけじゃなくして、やはり町民から納得をいただけるような政治姿勢というんですか、行政の長として、やはり町民から信頼を得られるような施策をしていくのが当然じゃないかと思えます。その点について。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

もちろん、建設業だけじゃなくして、農業も漁業も林業もたいへん苦勞されていることは十二分に存じ上げています。また今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

（「町長、もう1つ言うとかけどよ。これ、指名業者だけでいろんな問題あったのは、これでもう2度目やから。それでもう、そろそろ、その点についても考えといてもらいたいと思えます」と田中議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ありませんか。

9番、前〆利夫君。

○9番（前〆利夫）

私も長年議員をやりながら、議案に対する審議の中で、うろ覚えには把握しておったのでございますが、3回をもって限度とすることが、やっぱり。完全な委員会制度をとっておれば、そうじゃないと思うんですが。議会運営規則の中にあるということ、去る24日に確認させていただいたんですが。本問題については、私の記憶では、議事録を見ていただかなわからんですけども、2問ぐらいで、きちっともう質問を終わっておったのでございます。

1点、一番肝心の、先ほどからも各位の議員がご指摘されておるわけでございますが、本当に公平な入札制度というのは、他の議員も申されましたとおり、一般競争入札に付すというのは大原則でございます。このことは、国法においてでも、我々の太祖でありますところの地方自治法においてでも明記されておるところでございます。ただ、公共事業と申しますのは、いわゆる国民、住民の税金によって社会資本を整備していく道路整備事業、治山・治水事業、学校建設、福祉施設建設、すべて該当するわけございまして。そういうもんから日本独特のやり方でございますが、いわゆる指名競争入札を、これも何ら法を違反しているもんじゃなしに、241条の項目の中にですね、はっきりと規定があるわけでございます。なぜかという、これは非常に、発注者にしてでも、受注を受けた者にしてでも、責任を極めて明確にしていくという契約の中で、一番、正確、的確にやれるんじゃないかというのは、その論拠になっておりまして。

そのかわりですね、前回の質問にもちょっと触れさせていただいたんですが、指名競争入札というもんについてはですね、たいへん厳しい条項がのせられておるわけです。指名競争入札の資格を有する者と、先ほどから、今回のこの問題になっております特別の技術、陣容、資本金、そういうもんをきちっと整備して、資格審査を出して初めて、国関係については国、地方については、これは町村が直接その資格を参画するんじゃない。地方自治法の分権の中の、それぞれ皆、分権の意味においては各どのような小さい町や村でも持っておるわけですが。地方自治法の中でも、それを総括しているのは県でございます。我々は国法と同時に、それに準じて各地域において条例を制定できる。条例を制定できるのは、唯一。提案はできましても、議決できるのは、これは議会の責務でございます。任務でございます。そのかわり、県においては、国法に反しない範囲、それ以下の地方自治体については、もちろん国法に反しない限り県条例に反しない限りで条例が制定されると。そういうことで、資格審査については、一般入札については県、特定業については国の認可によって初めて、その業者に付与される問題でございます。この点はもう、きちっと行政の方でも把握していただいております。

今回の入札に対してですね、通達の関係で若干、日時は遅れてくるのは当然でございます。たいへん不幸なことにですね、11日付けで県の発注、これはもう既に、国の方では早くから、いわゆる工事施工についての資格がない停止処分を受けておった業者が入っておるということです。これ12日に、うちの町が執行しとる。そして、11日の時点です、県の方は業者に対して通達を出しておる。この点だけ、もう一遍確認しておきます。

それはですね、一番大きな根拠となるのは、平成15年の3月、入札契約適正化法が新たに設定されておる事実でございます。これは最初は平成10年度に設定されたんですが、その後もなかなか談合問題がおさまらないということで、小泉内閣できちっとこれを、今申し上げました平成15年3月付けで整備決定して現在に至っておるわけです。その中でですね、今具体的に申し上げました、この入札にかかわるある業者、それはですね、要件5の一定の欠格要件に該当していないこと、これが特定業者資格そのもの、また入札の権限の支配するものでございまして。その中の5項目と6項目、営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過していないもの。6番目に、営業を禁止され、その禁止期間が経過していないもの。こういうことが示されておるわけでございます。たいへん不幸なできごとであったかと思うんですが、たまたまこの条項に該当しないかどうか。これは今回の入札の一番大きな問題になってくるわけです。

しかし、いつまでもこういうことで論議を議会としてはやっておられない。結論を出さなければいけない。したがって、私と他の議員と、これは議員はほんま言うたら名前を申し上げず、責任の番号を申し上げるのが本会議におけるきちとした議会の運営規則になっております。今申し上げました我々のこの問題に対して、上部機関と言ってはあれでございますが、地方自治体の根本であります県当局、まあ知事団体はともかくといたしまして、少なくとも直接、いろいろの面での指導といったら誤解がありますが、昔の地方

課ですね、今の市町村課、ここの見解を一回きちっと聞いてきていただきたい。これを要請いたしまして、議長、副議長、議運の委員長にも入っていただきまして、本日までの延会となっておりますのでございます。その期日としては、昨日までに行き、その点市町村課の責任ある回答を聞いてください。これを申し上げておりますので、その点について、行ってきてくれとるはずでございます、ご説明を伺いたいと思います。

（「答弁の前ですが、議会の運営についてお願いしたいと思います。この議案第69号は、先日の会議の質疑の途中で中断され、また、この議題について2日延長と、こういうふうな話で。再開をするときには、本会議場でも、全員協議会でも、どこでも、この2日間の説明をきちんとしていただくのが普通ではないか。普通は延びるときでも、その話をするのが普通やけど——まあ、この点については控室で聞いておりましたので、その点はいいいですけど。きょう再開する以上は、なぜ2日延びて、こういうかたちで、ということを執行部からでも説明を聞くのが当然ではないかな。なぜなら、延長になったときの質疑をまた同じように今しているのです。これは議員全員に説明をしていただくのが普通と違うのかと。質問の途中で前々議員さんに悪いんですが、その点について議長にお計らいをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。」と亀井議員、呼ぶ)

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この議案第68号については、いろんな質疑の中で2日間延長するという事になって、その間、この前からご指摘をいただいた点について、県の市町村課とも担当課とも、きちっと話をしてきました。

まず指名業者について、指名停止になってるのに、なぜ入ったのかというご質問もありましたけども。県の方では11日にもう既に指名停止になったということ把握をしていたんやけど、うちへ通知が来たのが19日で、なかなか……

（「それは、もうわかってるよ」と前々議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

それはもう、だから問題はない……

（「もう、わしそんなこと聞いてない。その打ち合わせてきた、県の指導課としての市町村課がどんな見解を出しておるのか」と前々議員、呼ぶ）

〔「議長、しばらく休憩しませんか」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

はい、しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 9時54分

再開 10時14分

~~~~~


○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

副町長、山崎博司君。

○副町長（山崎博司）

お答えします。

本件については、有田川町で決めることであると思いますが、入札参加については、県の指名停止措置を参考にしております。本件は、指名停止を知り得た以前のことでありますので、入札参加は問題ない、また違法性はない、このように取りざたせております。

今後また、ご指摘いただいたことを踏まえて、一層慎重に審査していきたいと思っております。

○議長（橋爪弘典）

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

今の答弁が、どうかたちで前々議員さんの質問に答弁したのか。

僕が聞いているのは、この議案審議の途中で中断をして、また2日延長にして、きょうになっていると。やっぱり、その間調査したことをきちっと説明していただきたい。執行部が待っていただきたいということで延長になったと、このように把握してるので。その点の答弁と、プラス議員さんの質問に答弁と、どうかたちで取り組んでいただかなんたら。「おい、ちょっと待って、きょうもまた2日待ってくれ」と言うたら、また延長となるので。これはやっぱり議会として、この6月定例会の日程を議会運営委員会で決めて、全員でそれを承認して、6月議会の期日というものが決まっていると。その中で、執行部が提案している議案によって、議会の質疑応答で、ちょっと上部機関とも相談をしたいということで2日延長になったと。その再開する前か、再開した直後にでも、その件について、ご説明をいただくのが当然だと、こう思います。ちょっと遅れてでも、その点の説明を執行部からいただけるように、議長のお計らいをお願いしたい、こう思います。

その中で、問題が2点あって、1点が指名している、また入札まで参加した業者が、その入札の前日に県の指名停止を受けていたという点が1点と、もう1点が、町が特定業者と認めているけど、それは的確であるのか、ないのかと、この2点がひとつの問題であったと、こう思いますので、その点についても議長さんよろしく申し上げます。

○議長（橋爪弘典）

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 10時19分

再開 11時31分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

休憩前に議員から質疑ございました諸々の問題、副町長の方から懸案の見解、そしてまた町の対応、明確にひとつご答弁をお願いいたしたいと思います。

副町長、山崎博司君。

○ 副町長（山崎博司）

本件には、十分に研究する貴重な時間をいただきまして、まずもってお礼を申し上げたいと思います。

上級庁の県の指導を仰いだところ、町で決められることとは思うと、このようなことでございますけども、県の指定停止措置状況、これを参考にさせていただいているのであれば、やはり県の対応に従った措置でいいのではないかとということでございます。

したがって、今回の6月12日の入札については、指名停止の情報は6月19日であり、6月12日から9月13日の3カ月の間の停止措置されていますが、株式会社日さくが入札に参加することに問題がないのではないかと、また違法性はないものと判断しております。

以上です。

○ 議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ございませんか。

20番、西弘義君。

○ 20番（西 弘義）

ちょっと提案ではあるんですが、日特とライト工業というのは、県が先に指名停止という情報を受けてあったということで。日さくというのは、どうも悪意に満ちていて県の方に、自分とこの会社がまだあたかも指名停止になってないような、そんなような感じを受けるんですけども。その結果として、町がこの多大な、今こんな紛糾したような感じになっておりますが。これから、この株式会社日さく、今回のようなこのことを、紛糾を起こしたということに対して、町として、これから先、日さくに対してどのようなペナルティを科すのか。というのは、ここにおられる各議員の方々もその件に関しては、しかとした町執行部のお言葉を聞かせていただいて、起立するかせんかということ、恐らく胸に抱いておると思いますので、お答えを願いたいと思います。

○ 議長（橋爪弘典）

町長、中山君。

○ 町長（中山正隆）

今回の件については、県の見解は全く問題なかったということでありましてけれども、こういう事情がわかってきた以上はですね、十分検討させていただいて、指名業者を選定していきたいと思います。

○ 議長（橋爪弘典）

20番、西弘義君。

○20番（西 弘義）

すみません、この日さくに関して、これから先ペナルティを科していただけるのか、いただけないのかということ、ひとつちょっとお聞きしたいなということでもあります。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

ペナルティということはですね、やっぱり基本的に何か違反があれば、当然ペナルティを科すわけです。今回の場合は、もう違法ではないという結果が出ていますので、いろんな今までのいきさつも踏まえてですね、今後、指名については慎重に検討していきたいと思えます。

○議長（橋爪弘典）

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第2、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査をお願いします。

…………… 日程第3 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第3、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、継続調査を要する所管事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

…………… 日程第4 特別委員会の閉会中の継続調査の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第4、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

…………… 日程第5 議員派遣の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第5、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第120条の規定により、定例会第4日に配布のとおり、議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、配布のとおり、議員を派遣することに決定しました。

よろしく願いをいたします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

これで、会議を閉じます。

平成20年第2回有田川町議会定例会を閉会いたします。

どうも、ご苦勞様でございました。

~~~~~

閉会 11時38分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

有田川町議会議長 橋 爪 弘 典

2 番 議 員 増 谷 憲

26 番 議 員 森 谷 信 哉